橋本　　章	平14. 11. 20	日本通運株式会社特別参与	日通商事株式会社代表取締役社長
		社会福祉法人賛育会理事長	中央労働委員会委員
徳永　哲男	平16. 11. 16	久光製薬株式会社監査役	昭化成株式会社取締役副社長
			企業年金連合会理事長
			中央労働委員会委員
加藤　丈夫	平16. 11. 16		富士電機株式会社取締役会長
			中央労働委員会委員
藤口　聡史	平18. 11. 22	昭和電工株式会社特別顧問	昭和電工株式会社取締役
		中央労働委員会委員	
安堂　　誠	平18. 11. 22	中央労働委員会委員	王子製紙株式会社常務取締役人事本部長
牛込　昭洋	平18. 11. 22	株式会社メトロアドエージェンシー顧問	株式会社メトロアドエージェンシー取締役相談役
		中央労働委員会委員	株式会社メトロアドエージェンシー代表取締役社長
			帝都高速度交通営団理事
宗岡広太郎	平20. 11. 26	株式会社日立製作所名誉顧問	株式会社日立製作所特命顧問
			中央労働委員会委員
島野　佳伸	平20. 11. 26	三菱重工業株式会社顧問	三菱重工株式会社監査役
		中央労働委員会委員	
染森　宣雄	平20. 11. 26	新日本製鐵株式会社顧問	産業振興株式会社監査役
		中央労働委員会委員	
斎尾　親徳	平20. 11. 26	日本郵便株式会社取締役副社長	日本郵政公社理事
		中央労働委員会委員	
佐藤　洋子	平20. 11. 26	中央労働委員会委員	財団法人津田塾会常任理事
髙原　　徹	平22. 12. 15	中央労働委員会委員	東京レコーディングマネジメント株式会社代表取締役社長
			日本原子力防護システム株式会社常務取締役総務部長
			東京電力病院事務部事務長
子原　正明	平22. 12. 15	中央労働委員会委員	日本ＩＢＭ株式会社労務企画部長
石原　正喜	平22. 12. 15	倉敷紡績株式会社顧問	倉敷紡績株式会社取締役常務執行役員
		中央労働委員会委員	
大矢　和子	平22. 12. 15	株式会社資生堂顧問	株式会社資生堂常勤監査役
		中央労働委員会委員	日本監査役協会理事
東　　明洋	平23.　2. 16	中央労働委員会事務局長	東京労働局長
杉浦　信平	平23.　8.　3	中央労働委員会事務局次長	国土交通省大臣官房審議官
			国土交通省住宅局担当併任
白川　欽也	平24.　9. 19	中央労働委員会事務局次長	兵庫労働局長

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

一　件名　因の島ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年二月二十八日　午後二時から

三　場所　因島商工会議所三階ホール（広島県尾道市因島土生町一八〇九―一二〇）

四　事案の要旨

1　標のガス料金の変更、原料費調整制度に係る指標の変更等に係る一般ガス供給約款の変更

2　詳細は、中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室（広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）及び因の島ガス株式会社（広島県尾道市因島田熊町五〇三ガ七）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した書面（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「因の島ガス関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年二月十四日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室（郵便番号七三〇―八五三一　広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、中国経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　氏名及び「因の島ガス関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年二月十四日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室に到達するよう申し込むこと。

なお、申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日まで に意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

中国経済産業局長　殿

（ふりがな）
届出者　氏　名

（郵便番号）
住　所

（電話番号）
職　業

因の島ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

二月五日（火）

○一般案件（抜粋）

一、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（決定）（環境省）

一、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の変更について（決定）（環境省）